平成２５年（フ）第１４９５号
神奈川県藤沢市遠藤865番地の５　ハイツヤマモト202
債務者　安田　　晃
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島崎　友樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４号
新潟県魚沼市中原122番地４　皆繁アパート102号
債務者　星　　昇幸
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺２番地199　２―107
債務者　渡会　元博
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚公美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３９０号
静岡市駿河区東新田１丁目１番43号、旧住所　静岡市駿河区中島1192番地の８
債務者　浅岡　孝行
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　悠理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９８号
北海道北広島市東共栄１丁目７番地４
債務者　三上愼八郎
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野谷　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７号
宮崎県児湯郡川南町大字川南19347番地３、前住所福岡市中央区那の川２丁目８番７―1111号
債務者　中川　陽子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩地　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３７２８号
大阪府高槻市栄町４丁目12番14号
債務者　竹内　繁行
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７２９号
大阪府高槻市栄町４丁目12番14号
債務者　竹内真貴子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２３号
茨城県東茨城郡大洗町大貫町8340番地の２
債務者　大内　正子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　清美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２６８号
愛知県江南市野白町野白148番地　野白ビル203号
債務者　山田　伸治
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２５２号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島1575番地２　ニューシティー嵐山Ⅱ101号
債務者　池戸　信行
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩谷真理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４０号
京都府亀岡市篠町柏原田中30番地２
債務者　吉岡清行政書士事務所こと　吉岡　清
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６６７号
京都市中京区壬生西土居ノ内町36番地２　ハイツ糸井102号
債務者　上野　了賢
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７３８号
京都市左京区高野蓼原町25番地　リバーサイドハイツ203号
債務者　安藤　康夫
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８２５号
京都市北区紫野西藤ノ森町３番地の１
債務者　小北眞須美
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９０９号
京都市山科区大塚南溝町35番地１　エレガンスヴィラ203号
債務者　中村　翁継
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係